

福岡市障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱

(通則)

第1条 障害者総合支援法（以下「法」という。）第5条の規定に基づく共同生活援助事業（以下「障がい者グループホーム」という。）の運営費にかかる補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）によるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、法の趣旨に基づき、障がい者の地域での生活基盤である障がい者グループホームの運営費の一部を補助し、もって障がい者の地域生活への移行を進めることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 法第36条の規定に基づき、障がい者グループホームを行う者として指定を受けた事業者、または指定を受けることが見込まれる事業者であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

(暴力団の排除)

第4条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 役員のうち暴排条例第2条第2号に該当する者
- (2) 役員のうち暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者に対し、役員の名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助事業)

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、障がい者グループホーム運営事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、障がい者グループホームの従業者である世話人、生活支援員の業務を代替する職員（以下「代替業務従事職員」という。）の人件費及び交通費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内において、かつ補助対象経費に対し、別表に定める補助額により算出された額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の実施前に次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 福岡市障がい者グループホーム運営費補助金交付申請書(様式1)
- (2) 収支計画書及び代替業務従事職員配置計画書(様式2)
- (3) 事業計画書(様式3)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、福岡市障がい者グループホーム運営費補助金交付決定通知書(様式4)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 福岡市障がい者グループホーム運営費補助事業実績報告書(様式5)
- (2) 収支報告及び代替業務従事職員配置実績報告書(様式6)
- (3) 事業報告書(様式7)
- (4) 代替業務従事職員出勤簿(様式8)
- (5) 代替業務従事職員賃金等受領証明書(様式9)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合は、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、福岡市障がい者グループホーム運営費補助金確定通知書(様式10)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第12条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があったとき。
- (3) 障がい者グループホームの指定を受けることができなかったとき。
- (4) 障がい者グループホームの指定を取り消されたとき。
- (5) 障がい者グループホームを廃止したとき。
- (6) 福岡市補助金交付規則又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(施行の細目)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 24 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表

事業内容	補助額
障がい者グループホーム運営	障がい者グループホームの共同生活住居 1 ヶ所あたりの上限額 年額 323,500円 (内訳) (代替業務従事職員人件費日額5,920円＋交通費日額550円) × 50日 ＝323,500円

(様式1)

福岡市障がい者グループホーム運営費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

福岡市長様

法人所在地
法人名称
法人代表者名

印

年度福岡市障がい者グループホーム運営費補助事業について、福岡市障がい者グループホーム運営費補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて次のとおり申請いたします。

なお、申請人は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき（申請人が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。）は、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

円

2 補助事業の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 収支計画書及び代替業務従事職員配置計画書（様式2）
- (2) 事業計画書（様式3）
- (3) 申請法人の財産目録、貸借対照表及び収支計算書（直近のもの）
- (4) 法人定款及び役員名簿（役職名・氏名・フリガナ・性別・生年月日が記載されたもの）

4 前金払いを受けたい場合はその理由

(様式2)

収支計画及び代替業務従事職員配置計画書

法人名		グループホーム名	
-----	--	----------	--

1 収支計画

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
支出	賃金					
	交通費					
	計					
収入	補助金					
	その他					
	計					

2 配置計画

月	賃金単価	交通費	日数	賃金等支払予定額	備考
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
合計					

※ この計画書は障がい者グループホーム毎に作成すること。

(様式3)

事業計画書

1. 事業名：障害者総合支援法第5条に規定する共同生活援助事業

2. 事業概要

・住居名称： (定員 名)

・住居所在地：

・事業所名：

・法人名称：

・法人所在地：

・法人代表者：

3. 利用者数（交付申請時点） 名

4. 世話人，生活支援員

氏名	住所	備考

5. 代替業務従事職員

氏名	住所	備考

(様式4)

福岡市障がい者グループホーム運営費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付をもって申請のありました 年度福岡市障がい者グループホーム運営費補助金について下記のとおり助成することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市障がい者グループホーム運営費補助事業
- 2 補助金額 円
- 3 交付予定時期
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、または廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この決定通知書受領の日から30日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

(様式5)

福岡市障がい者グループホーム運営費補助事業実績報告書

年 月 日

福岡市長様

法人所在地
法人名称
法人代表者名

印

年 月 日付 第 号により補助金交付の決定を受けました
年度福岡市障がい者グループホーム運営費補助事業の実績について、必要書類を添えて
次のとおり報告いたします。

記

- 1 補助事業名 福岡市障がい者グループホーム運営費補助事業

- 2 補助事業の実施期間

- 3 補助事業実施状況
 - (1) 収支報告及び代替業務従事職員配置実績報告書(様式6)
 - (2) 事業報告書(様式7)
 - (3) 代替業務従事職員出勤簿(様式8)又はこれに代わるもの
 - (4) 代替業務従事職員賃金等受領証明書(様式9)又はこれに代わるもの
 - (5) 代替業務従事職員雇用契約書等(写)

- 4 補助金の交付決定額等
 - (1) 補助金の交付決定額 円
 - (2) 補助金の既交付額 円
 - (3) 補助金の精算額 円

(様式6)

収支報告及び代替業務従事職員配置実績報告書

法人名		グループホーム名	
-----	--	----------	--

1 収支報告

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
支出	賃金					
	交通費					
	計					
収入	補助金					
	その他					
	計					

2 配置実績

月	賃金単価	交通費	日数	賃金等支払実績額	備考
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
合計					

※ この報告書は障がい者グループホーム毎に作成すること。

(様式7)

事業報告書

1. 事業名：障害者総合支援法第5条に規定する共同生活援助事業

2. 事業概要

・住居名称： (定員 名)

・住居所在地：

・事業所名：

・法人名称：

・法人所在地：

・法人代表者：

3. 利用者数（実績報告時点） 名

4. 世話人，生活支援員

氏名	住所	備考

5. 代替業務従事職員

氏名	住所	備考

(様式8)

代替業務従事職員出勤簿

年 月分									
日	曜日	始業時間	終業時間	時間数	勤務者	確認印	賃金 (円)	交通費 (円)	備考
1		:	:	:					
2		:	:	:					
3		:	:	:					
4		:	:	:					
5		:	:	:					
6		:	:	:					
7		:	:	:					
8		:	:	:					
9		:	:	:					
10		:	:	:					
11		:	:	:					
12		:	:	:					
13		:	:	:					
14		:	:	:					
15		:	:	:					
16		:	:	:					
17		:	:	:					
18		:	:	:					
19		:	:	:					
20		:	:	:					
21		:	:	:					
22		:	:	:					
23		:	:	:					
24		:	:	:					
25		:	:	:					
26		:	:	:					
27		:	:	:					
28		:	:	:					
29		:	:	:					
30		:	:	:					
31		:	:	:					
計				:					

(様式9)

代替業務従事職員賃金等受領証明書

受領額 : _____ 円

障がい者グループホーム代替業務従事職員賃金・交通費
(_____ 年度 _____ 月分) として、上記金額を領収いたしました。

年 _____ 月 _____ 日

法人名 _____ :

代表者職・氏名 : _____ 様

代替業務従事職員

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

(様式 10)

福岡市障がい者グループホーム運営費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付の事業実績報告書により、 年度福岡市障がい者グループホーム運営費補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市障がい者グループホーム運営費補助事業
- 2 補助金の確定金額 円
- 3 補助条件 福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。